

再意見書

平成23年9月18日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だひようとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ
代表取締役社長 山田 隆持

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2011年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
経営企画部 企画調整室
電話番号：
メールアドレス：

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2011年度)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

再意見提出者:NTTドコモ

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>P1 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>①規制対象の拡大 現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。 また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあります。 (略) そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えます。 そのため、少なくとも、上位3社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制度(接続規制・行為規制等)の対象とすることについて検討が必要と考えます。</p> <p>②接続規制の強化等 有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。 しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、まず次の事項等について、取組んで頂くことが必要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところではあります。 ・モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルール遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。 ・一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>◇接続メニューや卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等)</p> <p>◇接続料や卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示</p> <p>◇SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化</p> <p>また、MVNOによる競争のベースとなる接続制度に関して、第二種指定電気通信設備制度では、接続約款が届出制であること、スタックテストの制度がないこと、制度運用がガイドライン中心であること等、第一種指定電気通信設備制度と比較すると、透明性・検証可能性に欠ける部分が多いため、第一種指定電気通信設備制度並の接続制度を導入することについても、検討が必要と考えます。</p> <p>③禁止行為規制の強化等</p> <p>前述のとおり、固定通信の各市場を凌ぐ顧客規模を持つモバイル事業者を有する企業グループが、その顧客基盤等をもとに、情報通信市場全体に影響力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対し、自社グループ内固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることについて検討が必要と考えます。</p>	
	<p>P1</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>②接続規制の強化等</p> <p>有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、MVNOによる競争が重要であります。</p>	<p>・当社は、「SIMロック解除に関するガイドライン」(2010年6月公表)を遵守し、2011年4月以降に新たに販売した全機種にSIMロック解除機能を搭載しております。</p> <p>・一方、SIMロック解除に関しては、ごく一部の機種しか対応しない事業者が存在するなど、携帯事業者間の取組み格差が顕在化しており、公正競争やユーザ利便性への支障が懸念されることから、今後の動向について注視すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>しかしながら、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、まず次の事項等について、取組んで頂くことが必要と考えます。</p> <p>(略)</p> <p>◇SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化</p>	
	<p>P5</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>④販売代理店を通じたNTTグループの一体営業</p> <p>販売代理店でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきました。</p> <p>たとえ、販売代理店を通じてであっても、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば許されないものと考えます。</p> <p>また、「委託会社や販売代理店を介せば何でもできる」となると、県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等、NTTグループ各社において、自社の販売代理店が他のNTTグループ会社の販売代理店を兼ねることを禁止する等の措置を講じるべきであります。</p> <p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。</p> <p>・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	販売代理店への管理監督義務の明確化等を、早期に実施すべきと考えます。	
	<p>P6</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>⑤NTTグループのグループドミナンスの拡大 NTTグループにおいては、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。</p> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTIDログインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携) …(略) ・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFiルータ) …(略) ・マイエリアサービス(NTTドコモのフェムトセル基地局) …(略) ・販売代理店での一体販売 …(略) <p>このようなNTTグループ内に閉じた連携は、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、グループドミナンスの排除の観点から、次のような行為規制の厳正化が必要であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇他事業者に先行してドミナント事業者同士のアライアンス協議を行うことの禁止 ◇NTTグループ内に閉じた技術仕様を採用することの禁止 ◇NTTグループ連携サービスでの「NTT」「フレッツ」ブランドの 	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、左記に挙げられた事例については、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はないもの、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で実施しているものであり、公正競争上問題が生じている事実はないものと認識しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>利用の禁止</p> <p>また、委託会社・販売代理店を通じた不透明なグループ連携を抑制するため、電気通信事業法等でNTTグループ各社に課せられている規制が委託会社・販売代理店においても遵守されるよう、資本関係のない委託会社・販売代理店への管理監督義務の明確化等も、早期に実施すべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンク BB株式会社 ソフトバンク テレコム株式 会社 ソフトバンク モバイル株式 会社</p>	<p>P2 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>現在、第二種指定電気通信設備制度は、実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能していません。その最たる例が、接続料の届出制という接続規制が存在しながらも、長期に渡り継続されていた第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「二種指定事業者」という。）における接続料原価への過剰な営業費の算入の問題です。従って、当該制度においては、規制内容のより一層の厳格化が図られるべきであり、接続規制に関しては、接続料の認可制への移行や意見募集の実施等を義務付けることが必要と考えます。加えて、過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相互接続料に営業費を含めるか否かについては、まず、2008年4月公表の「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」によって、端末販売奨励金を2009年度接続料の算定から除外すること、更に、2010年3月公表の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」によって、2010年度接続料から通信販売奨励金、広告宣伝費を含めた営業費を原則除外することとされたものですが、当社は、これらガイドラインに従い、粛々と除外すべき営業費を除外して接続料を算定してきたところです。 ・また、過去の接続料への営業費算入については、総務省によって2009年10月に「これまでモバイル市場は、毎年度、契約数が数百万件の規模で増加し、急速に市場が拡大・膨張した時期に該当しており、このような市場が段階的にある場合に、ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる。」(総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールのあり方について(答申)」)と総括されているとおりです。 ・以上から、ソフトバンクモバイル殿の「過去における当該事業者の接続料に含まれていた過剰な営業費に関しては、その内訳及び金額を明示させると共に、過剰な営業費分を控除した適正な接続料を再設定した上で、当該事業者に再精算を実施させるべき。」との主張は、何ら根拠がないものであり、不当であると考え

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>P2</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>(略)</p> <p>なお、非対称規制の実行性確保のために、上記見直しと併せて二種指定事業者を指定する閾値についても見直しを行うべきです。具体的には、EU における市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用することを検討すべきです。</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところですが。 ・モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルール遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。 ・一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。
	<p>P6</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>2.グループドミナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考え

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>(1) ドコモショップにおけるフレッツ光営業</p> <p>ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品を優先的に取り扱ったNTT東西殿のフレッツサービスの販売やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等について、総務省殿の考え方は「販売代理店が独自の判断でNTT東西殿と代理店契約を締結し販売している場合には、これをもって直ちに排他性があると言えない」というものであり、これまでの本制度における検証結果も注視事項に止まっていますが、いまだに類似の事例が確認されている状況にあります。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨を踏まえ、代理店の判断で実施するものであっても、このような実質的な排他的営業行為を看過せず、NTTドコモ殿に以下の監督・指導義務等を課すべきと考えます。</p> <p>ドコモショップにおけるNTTグループ他社商品の優先的取り扱いの禁止 NTTドコモ殿の顧客情報を用いたNTTグループ他社商品の営業禁止</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。
	<p>P7</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p> <p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>(3) 代理店を介した NTT グループサービスのセット販売等</p> <p>代理店を介した、NTT 東西殿の B フレッツとエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿の OCN の優先的セット販売や、NTT 東西殿のフレッツ光と NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイント付与という実質的なキャッシュバック等の施策について、2010 年度の本制度の考え方において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。 ・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>組み合わせた割引サービスの提供等に当たる場合には、電気通信事業法及び共同ガイドラインに照らし、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(2)に抵触する又は潜脱するおそれがあることから、引き続き注視していく」とされています。代理店判断によるものであっても、市場支配力を有する事業者同士のサービスの組み合わせることは健全な競争を阻害する要因となり得ます。事実、FTTH 市場における NTT 東西殿のシェアが拡大しており、独占状態となっている現状を踏まえると、直ちにこうした行為を禁止する措置を講じる必要があると考えます。</p>	
	<p>P8 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>(4) NTT ファイナンス殿を介した優先的取扱い NTT ファイナンス株式会社(以下、「NTT ファイナンス」という。)殿が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについては、NTT グループ外の ISP2 社が追加になったものの、市場支配力を有する NTT グループ主要事業者全ての実質的なセット割引が可能である状況に何ら変わりはなく、競争事業者にとって看過できない状況です。総務省殿においては、当該サービスについて、NTT グループ外の会社が含まれていることをもって排他的ではない(問題ない)と判断するのではなく、取引総量における NTT グループが占める割合等を問題有無の基準に追加することや実効性の観点から排他性を判断する等、本制度における検証の精度を高め、必要な是正措置を講じるべきと考えます。</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っておらず、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。</p>
	<p>P8 1 指定電気通信設備制度に関する検証</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社が NTT ID ログインサービスに提供している当社の ID を</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>(3) 禁止行為に関する検証</p> <p>(5) NTT ID ログインサービス・NTT ネット決済 NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿等、NTT グループのみが連携して提供する「NTT ID ログインサービス」及び「NTT ネット決済」については、サービス名称を含め、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定できるものではなく、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する疑いが強いものと考えます。これらサービスはグループの一体化や複数の市場における市場支配力を相互強化することを志向するものであり、このような連携が進んだ結果、NTT グループの総合的な市場支配力がさらに強化され、公正競争の阻害が進行することが強く懸念されます。総務省殿においては、排他的業務の該当性等、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じて頂くことを希望します。</p>	<p>利用して認証を行う仕組みや、NTT ネット決済に提供する料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。</p>
	<p>P9</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>(6) マイエリア・ホーム U NTT ドコモ殿が提供する「マイエリア」サービス及び「ホーム U」サービスについては、同サービスを利用可能な回線が、NTT 東西殿の提供するフレッツ光、フレッツ ADSL 等に限定されており、他の競争事業者の回線では当該サービスを利用出来ない状況です。本件については、NTT ドコモ殿及び NTT 東西殿において禁止行為とされている「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に実質的に該当するものと考えます。NTT ドコモ殿と NTT 東西殿との FMC 連携については、移動通信分野・固定通信分野双方の市場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社の「マイエリア」や「ホーム U」はサービス提供上、マルチセッション対応のブロードバンド回線を必要としているため、現状、NTT 東・西のフレッツサービスが利用可能となっているものであり、他の事業者に対しても要望があれば幅広く対応していく考えです。 ・つまり、意図的に NTT グループに閉じたサービスの展開を行っているものではなく、他事業者から申込みがあれば、同等の条件で協議を行う所存です。 ・また、当社は FMC サービスの提供にあたり、公正競争に配慮しながら、創意工夫によりサービスを創出している段階であり、事前の規制ではなく、問題があれば個別・具体的な案件ごとに事後的に対処することが必要であると考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>支配力の結合を意味するものであり、電気通信市場の公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れが極めて高いことから、このようなサービスは提供を直ちに取り止めるよう総務省殿は指導すべきと考えます。</p>	
	<p>P9 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>1. 特定関係事業者制度の形骸化 (1) NTTドコモ殿等の追加 近年、NTTファイナンス殿による一括請求やNTTドコモ殿とNTT東西殿とのFMC連携等、NTTグループ企業や代理店を介した事業連携が加速的に進展しており、既にNTT東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象が生じていると認識しています。 このような行為を放置することは、NTT再編時の趣旨を形骸化させるものであることから、総務省殿においては、事業連携等を図るグループ会社等が増大していること及びその影響を踏まえ、NTTドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTTデータ」という。)殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域子会社やNTTファイナンス殿等といった非電気通信事業者も特定関係事業者に指定する等グループドミナンスを抑止する措置を講じるべきと考えます。</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、各事業者から指摘される事例については、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はないもの、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で実施しているものであり、公正競争上問題が生じている事実はないものと認識しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>
	<p>P10 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 (1) 検証の対象</p> <p>2. NTTグループ内人事交流に係る実質的な一体経営</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えま</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>NTT グループ内の人事交流については、ここ数年、グループ一体化による市場支配力強化のために、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿を中心として戦略的に行われている状況です。本件に関しては、これまでの検証結果において、注視事項に止まり続けていますが、これを放置し続けることは、移動体部門の分離並びに NTT 再編時の趣旨に反するものであり、実質的なグループ一体経営を黙認するものです。この問題の抜本的な解決のためには、NTT グループの持株体制の廃止が必要と考えますが、当面の追加措置として、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向の禁止のみならず、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を一律禁止する措置を講ずるべきと考えます。</p>	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、役員的人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。
KDDI株式会社	<p>P7 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会事業者ヒアリング(2011年6月実施)における当社資料のとおり、NTTドコモは5割近いシェアを有し、移動体市場で圧倒的なドミナント事業者であることに加え、NTTグループ全体で市場支配力を持っていることから行為規制は現行通り維持すべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国においては、MNO が MVNO と提携したり、他の事業者ネットワークを卸提供することで戦略的にビジネスを展開する等の事例が多数存在する一方、日本においては、当社がある電気通信事業者と提携を行えば、「差別的取扱いの禁止」規制により、サービス展開が柔軟に行えず、国際競争力への支障、更にはユーザ利便性が損なわれる懸念があることから、当社への禁止行為規制の適用を廃止し、業務改善命令による事後規制化を図るべきと考えます。 ・また、禁止行為規制は事前規制として、事後規制としての業務改善命令とは、事業法の中で、いわば「二重規制」となっていると捉えられ、仮に当社への禁止行為規制の適用を廃止した場合であっても、業務改善命令により事後的に対処することは十分可能であると考えます。 ・なお、市場支配力については、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>することができる状態を形成・維持・強化することをいう」との定義※に照らして判断すべきであると考えているところですが、当社がシェアを失うことなく、価格を高止まりさせたり、品質を悪化させたりすることが可能といった、「市場を支配することができる状態」とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場においては、明らかに市場支配力を有するとされる事業者は存在しないとするのが適当であると考えます。</p> <p>※東京高判平成21年5月29日、平成19年(行ケ)第13号・NTT東日本FTTH私的独占事件。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(平成21年12月)」においても同様の定義。</p>
	<p>P9 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>■ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯電話のセット割引</p> <p>ドコモショップにおいて、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末の割引が引き続き実施されていますが(別添資料参照)、これは、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>本事例のように、禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(本事例の場合、NTT東・西)と連携してセット割引することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であり、ドコモショップを介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証すること</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、ドコモショップや家電量販店等を運営する販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断でNTT東・西とフレッツサービスの販売に関する代理店契約を締結し、販売促進施策を実施しているものであり、何ら排他性があるものではないと考えます。</p> <p>・また、当社と販売代理店との契約においては、当社の顧客情報等を当社に係る業務以外に利用することを禁止していることから、公正競争上問題なく、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>が必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>	
	<p>P10 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>■NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT IDログインサービス、NTTネット決済等)</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(NTTコミュニケーションズ、NTTレゾナント)と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社がNTT ID ログインサービスに提供している当社のIDを利用して認証を行う仕組みや、NTT ネット決済に提供する料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。 それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p>	
	<p>P11 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTTドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、当社からNTTファイナンス社へ割引原資等の提供は行っており、あくまでNTTファイナンス社の経営判断によりポイント還元等の提供を行っているものと認識しております。</p>
	<p>P11,12 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることを踏まえると、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコモや</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、各事業者から指摘される事例については、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はないもの、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で実施しているものであり、公正競争上問題が生じている事実はないものと認識しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>NTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考えます。</p> <p>加えて、前述のとおり、NTTグループにおける総合的な市場支配力に着目したルール導入をただちに実施すべきと考えます。</p> <p>P14 3 競争セーフガード制度の在り方 ■今後の検討に向けて</p> <p>現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、PDCAサイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p>	<p>・競争セーフガード制度については、これまでの指定電気通信設備制度やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適正性の確保に主眼を置いた検証だけでなく、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により携帯事業者間の相互接続料格差が拡大している現状や、ネットワークレイヤを中心とした国内競争から、上位／下位レイヤを含めた競争のグローバル化が急速に進展する市場環境の変化を踏まえ、NTTグループ以外の事業者が公正競争環境へ与える影響についても検証を行う仕組みとすることが必要であると考えます。</p>
西日本電信電話株式会社	<p>P12 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <p>・国から割当を受けた公共財である電波を利用して事業を展開している以上、全ての携帯電話事業者は、他の事業者に対して適正な料金で円滑な接続を確保する責務があること、また、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電</p>	<p>・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところ。</p> <p>・モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、そ</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約2,600万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっていることを踏まえ、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p>	<p>れにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。
イー・アクセス株式会社	<p>P7,8 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2)第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>■二種指定設備制度の見直しの必要性</p> <p>二種指定設備制度については、モバイルブロードバンドの普及・高速化が加速することを鑑み、改めて公正競争促進の観点から有効に機能しているか、検証が必要と考えます。</p> <p>そのため、更なる実効性を担保するためにも、二種指定事業者の指定にあたっては、閾値25%等の市場・収益シェアだけでなく、市場支配力に着目した多角的な観点からの検証が必要と考えます。</p> <p>具体的な見直し案としましては、『保有する周波数の質・量』『端末の購買力』『垂直統合モデルの強度』等も含めた市場支配力に基づくドミナンス性に応じて検証を行い、『MNO間の接続も含めた</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。 モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルールの遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。 一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>アンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組み合わせる段階的に規制を適用するなどが考えられます。</p>	<p>務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。</p>
	<p>P2 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>■二種指定設備制度における禁止行為規制の必要性 現行の禁止行為規制の内容は、『接続情報の目的外利用の禁止』『特定事業者への不当な優先的取扱いの禁止』『設備製造事業者への不当な規律・干渉の禁止』となっており、いずれも市場支配力を有する事業者に対する規制としては過重なものではないと考えます。</p> <p>むしろ、電気通信事業分野における競争状況の分析2010(案)の評価では引き続きNTTドコモ殿においては市場支配力を行使する地位にあるとされており、二種指定設備制度などにより「行使」には至らないという分析結果からも禁止行為規制を維持することには合理的な根拠があるものと考えます。</p> <p>なお、3Gサービスから今後のLTE等の本格的普及による高速化やモバイルブロードバンドといった新たなモバイル市場において公正競争環境を整備する観点では、「交渉上の優位性を有する者」に対する規制から、「市場支配力を有する者」を規制対象とする二種指定設備制度への見直しが必要と考えます。</p> <p>また、NTTドコモ殿への禁止行為の適用については、NTT持株会社下での一体的な経営にも留意する必要があるため、禁止行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国においては、MNOがMVNOと提携したり、他の事業者ネットワークを卸提供することで戦略的にビジネスを展開する等の事例が多数存在する一方、日本においては、当社がある電気通信事業者と提携を行えば、「差別的取扱いの禁止」規制により、サービス展開が柔軟に行えず、国際競争力への支障、更にはユーザ利便性が損なわれる懸念があることから、当社への禁止行為規制の適用を廃止し、業務改善命令による事後規制化を図るべきと考えます。 ・また、禁止行為規制は事前規制として、事後規制としての業務改善命令とは、事業法の中で、いわば「二重規制」となっていると捉えられ、仮に当社への禁止行為規制の適用を廃止した場合であっても、業務改善命令により事後的に対処することは十分可能であると考えます。 ・なお、市場支配力については、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって市場を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいう」との定義※に照らして判断すべきであると考えているところですが、当社がシェアを失うことなく、価格を高止まりさせたり、品質を悪化させたりすることが可能といった、「市場を支配することができる状態」とは到底言い難い状況であり、携帯電話の小売市場においては、明らかに市場支配力を有するとされる事業者は存在しないとする

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>為規制は、事前規制として引き続き必要であると考えます。</p>	<p>ことが適当であると考えます。</p> <p>※東京高判平成 21 年 5 月 29 日、平成 19 年(行ケ) 第 13 号・NTT 東日本 FTTN 私的独占事件。「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針(平成 21 年 12 月)」においても同様の定義。</p>
	<p>P10,11</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証</p> <p>■グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し 「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、これら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がること懸念されております。</p> <p>特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして提供可能にある状況にあることを鑑みれば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使については、公正競争環境を阻害するため引き続き認めるべきではないと考えます。</p> <p>従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要</p>	<p>・これまでも本制度の意見募集において申し述べているところですが、各事業者から指摘される事例については、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はないもの、あるいは、販売代理店が当社との代理店契約とは別に、自らの経営判断で実施しているものであり、公正競争上問題が生じている事実はないものと認識しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	があるものと考えます。	
東日本電信 電話株式会 社	<p>P16</p> <p>1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>【第二種指定電気通信設備規制の対象】 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっており、1世帯あたりの消費支出において、携帯電話の通話料支出は固定電話の約2.7倍となるなど、携帯電話事業者の社会経済に及ぼす影響は非常に大きくなっています。</p> <p>そのような市場環境の中で、2010年3月に携帯電話事業者の接続料算定の透明性を確保することを主旨とした「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定され、現在非指定であるソフトバンクモバイル殿からも、自主的な情報開示を積極的に実施するという考え方が表明されたところです。</p> <p>しかしながら、非指定事業者の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、むしろ他の指定事業者の設定する接続料との料金格差は拡大しており、自社(自グループ)内通話を無料とするサービスを提供する事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料との差分で補填していることも懸念されます。</p> <p>こうした状況から、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたり求めています。全く応じていただけない状況にあり、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できないことから、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、第二種指定電気通信設備制度の在り方を含め、モバイル市場の環境変化を踏まえた競争政策の見直しの検討が行われているところですが、当社は、グローバル競争時代に対応するため、規制の非対称性を見直しとともに、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えているところです。 ・モバイル市場においては、非指定事業者の不透明な相互接続料算定により、携帯事業者間の相互接続料格差が拡大しており、それにより、公正競争が阻害され、当社ユーザへの料金低廉化などユーザ利便性への支障が顕在化していることを踏まえ、相互接続料算定ルール遵守など相互接続において全ての事業者が遵守すべき基本的な規制については、欧州と同様に、全携帯事業者に同等の規制を適用すべきと考えます。 ・一方で、日本のモバイル市場における規制体系は、相互接続義務の厳格性や非対称的な禁止行為規制の存在など、ビジネスベースが基本となっている諸外国と比較して突出している状況であり、競争のグローバル化が進展する中、諸外国との規制格差により、国際競争力やユーザ利便性向上に多大な支障を及ぼす可能性があることから、相互接続の範囲の見直し、接続義務の柔軟化や業務改善命令による事後規制化(禁止行為規制の適用廃止)など、諸外国と同等レベルの規制への見直しが必要と考えます。

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ます。</p> <p>P16 1 指定電気通信設備制度に関する検証 (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証</p> <p>【固定電話発携帯電話着通話のユーザ料金】 当社の加入電話から発信し携帯電話へ着信する通話の料金については、現在、着信側である携帯事業者が料金設定しておりますが、その料金は3分70円から120円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からない状況であり、また、発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高な料金を負担している状況です。</p> <p>当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯事業者自らが、このような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、或いは、お客様自身が利用する料金を認識できるようにする等について検討していく必要があると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定発携帯着通話のユーザ料金については、「料金設定の在り方に関する研究会報告書」(2003年6月)において、「携帯電話事業者のほか、中継事業者も料金を設定できるとすることにより、複数事業者が料金設定を行うこととなり、競争が促進され、料金低廉化・多様化に資すると考えられる」ことや、「発側利用者が自身の判断により、どの事業者の提示する料金を支払うかを選択することができること」等を勧告し、「中継接続を導入し、中継事業者も料金設定を行うことが適当」との整理が図られたものと認識しております。 ・発側利用者の判断で料金を選択し得る中継接続の仕組みからは、「どの料金が適用されるか分からない」といった問題点も解消し得ることに加え、携帯事業者のみならず、中継事業者も含めた健全な競争環境が整えられていることを踏まえると、現時点で見直しをせまられる特段の事情は存しないものと考えます。 ・仮に選択中継呼に加えて、現在、携帯事業者が料金設定を行う通話についても固定事業者が料金を設定することとした場合には、自ら料金設定を行うことを前提に事業展開を行ってきた携帯事業者の経営に急激な変化が生じるとともに、料金設定を行うことが可能な事業者数の減少により、仕組みとして、現在よりも競争原理が働きにくくなることが懸念され、かえってユーザ利便性の低下に繋がる可能性があるものと考えます。 ・但し、携帯事業者の設定する料金が「発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高」との指摘については、当社は今後、よりお客様に使い勝手の良い料金を目指し、見直しを図っていく所存です。

以上